

要員配置最適化アプリケーション  
"Smile Board Connect" (SBC)  
利用許諾契約書  
(第1.4版)

2025年11月20日施行

住友商事株式会社  
物流ソリューション事業ユニット

## 第1条 (本契約の適用)

1. 住友商事株式会社（以下「当社」という。）は、当社が保有する要員配置最適化アプリケーション「Smile Board Connect」（以下「本アプリケーション」という。）の利用者（以下「アプリケーション利用者」という。）に対し、本契約に基づき、本アプリケーションを提供します。
2. アプリケーション利用者は、本アプリケーションの利用に関し本契約の内容を十分に理解すると共にこれを誠実に遵守するものとします。

## 第2条 (本アプリケーションの提供の目的)

当社は、物流センターにおける要員配置、並びに業務管理の可視化／最適化を目的として、契約者へ本アプリケーションを提供します。

## 第3条 (用語の定義)

本契約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

### (1) 契約者

当社と本契約を締結した法人

### (2) 個人情報

本アプリケーションの提供に際して得た契約者に関する情報であり、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」第2条第1項に定める個人情報及びその蔵置媒体

## 第4条 (本契約の締結等)

1. 本契約は、本アプリケーションの利用を希望する法人（以下「利用希望者」という。）が、当社が定める事項（以下「登録内容」という。）を記載した「利用申込書」を当社所定の方法で提出し、当社がこれを受領し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
2. 当社は、前項その他本契約の規定にかかわらず契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用希望者の申込を承諾せず又は留保し、本契約を締結しないことがあります。ただし、当社は、本契約を締結しなかったことによる責任は負いません。
  - (1) 当社の提供する本アプリケーションに関する金銭債務の不履行、その他当社との契約等に違反したことを理由として当該契約等を解除されたことがあるとき
  - (2) 「利用申込書」又は「利用変更申込書」に虚偽、誤記、又は記入漏れがあったとき
  - (3) 本アプリケーションの利用目的が、評価、解析その他本来の目的と異なるものであると疑われる場合
  - (4) 契約者又はその代表者若しくは役員において、反社会的勢力（第21条第6号において定義します。）に該当するとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき
  - (5) その他、当社が不適当と判断したとき

## 第5条 (登録内容の変更通知)

契約者は、登録内容に変更があった場合は速やかに、利用変更申込書及び当社の指定する必要書類（以下併せて「利用変更申込書」という。）を当社所定の方法で提出し、当社へ通知するものとします。

## 第6条 (利用責任者)

1. 契約者は、本アプリケーションの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、「利用申込書」に記載して当社へ通知するものとします。なお、本アプリケーションに関する当社との連絡・確認等については、別紙に定める経路及び方法に従うものとします。
2. 契約者は、「利用申込書」に記載した利用責任者に変更が生じた場合は速やかに、利用変更申込書を当社所定の方法で提出し、当社へ通知するものとします。

## 第7条 (本アプリケーションのサービス及び利用制限)

1. 当社は、本契約に基づき別紙に定める内容の本アプリケーションのサービスを提供するものとする。
2. 当社は、当社指定の条件下で、契約者が管理する端末機器から電気通信回線を経由して当社の指定サーバーに接続することにより、本アプリケーションを利用できる環境を提供します。
3. 本アプリケーションは、契約者自身の業務での利用を目的として提供されるものであり、商業目的で使用（第三者に対して有償又は無償の別にかかわらず、第三者に対してサービスを提供すること等）することはできません。
4. 契約者は、同一のユーザ ID を同時に用いて、複数の端末機器から同時に本アプリケーションを利用するることはできません。
5. 契約者は、本アプリケーションを、契約者の役員又は従業員に対してのみ使用させることができるものとし、その他の第三者に対して使用させることはできません。
6. 契約者は、利用ユーザに対し、本契約に定める条件を周知し、これに従わせるものとします。

## 第8条 (著作権及び知的財産権等)

契約者は、本アプリケーションに関する著作権を含む一切の知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾し、期間の定めなく著作権行使しないものとします。

## 第9条 (提供の中止)

1. 当社は次の各号に該当する場合、本アプリケーションの提供を中止、又は一時停止する場合があります。提供を中止、又は一時停止する場合、当社は予めその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急かつやむを得ない場合はその限りではありません。
  - (1) 本アプリケーション又は電気通信設備の保守点検、定期メンテナンスの実施等、やむを得ないとき
  - (2) 当社指定のクラウドコンピューティングサービスがその機能を中止、又はメンテナンス作業等で一

#### 時停止したとき

- (3) その他第 16 条第 2 項に定める自然災害発生時等、やむを得ないとき
2. 当社は、本条に基づいてなされた本アプリケーションの提供の中止、又は一時停止によって契約者に生じた不利益及び損害について責任を負いません。

#### 第10条 (利用料金)

1. 本アプリケーションに関連する費用の金額詳細は、当社及び契約者間で、別途取り決めるものとします。
2. 本契約の契約期間において、前条に基づいてなされた本アプリケーションの提供の中止又は一時停止により本アプリケーションを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は契約期間中の利用料金を支払うものとします。
3. 契約者は、本契約の準備、締結等に関連して発生した通信費、並びに本アプリケーションを利用するにあたり自社の環境設定等に関連して発生した費用等を負担するものとします。

#### 第11条 (遅延損害金)

契約者が本アプリケーションの利用料金を所定の支払期日を過ぎてもなお支払わない場合、契約者は所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に年 14.6% の利率で計算した金額を遅延損害金として支払うものとします。

#### 第12条 (禁止事項)

1. 契約者は、本アプリケーションの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
  - (1) 本アプリケーションに関する情報を改竄又は消去する行為
  - (2) 第三者又は当社の財産、名誉又はプライバシー等を侵害する行為
  - (3) 本アプリケーションの利用又は提供を妨げる行為
  - (4) 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
  - (5) 法令又は公序良俗に反する行為
  - (6) 本アプリケーションを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他の設備等に支障を与える等の行為
  - (7) 本アプリケーションを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
  - (8) 他人のユーザ ID を使用する行為又はその入手を試みる行為
  - (9) 前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
  - (10) その他、当社が不適切と判断した行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本アプリケーションの利用に関して、契約者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するも

のであることを知った場合、契約者に事前に通知することなく、本アプリケーションの提供を一時停止、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除の上、本契約を解約することができるものとします。ただし、当社は契約者の行為を監視する義務を負うものではありません。

### 第13条（機密保持）

1. 契約者及び当社は、本アプリケーションの提供に際して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された個人情報以外の情報であって、相手方が機密である旨書面又は電子媒体（電子メールを含み、以下同様。）で表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持し、情報を開示しないものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとします。
  - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰することのできない事由により公知となったもの
  - (2) 既に保有しているもの
  - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
  - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
  - (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
3. 当社は、契約者から提供を受けた機密情報を、本アプリケーションを提供するために必要な範囲に限り使用するものとします。
4. 契約者及び当社は、本アプリケーションを提供するために必要な範囲において、自己、直接の親会社及び子会社の役員及び従業員、又は株式会社フィックスターズその他の業務提携先に対して機密情報を開示できるものとします。
5. 第1項にかかわらず、契約者及び当社は、法令等に基づき開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができます。当該開示を行うにあたっては必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行い、事前に相手方に対して通知するものとします。
6. 本条の機密保持義務は、本契約が終了した後も5年間継続するものとします。

### 第14条（個人情報）

1. 本契約において契約者が当社に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとします。
2. 契約者は、当社に提供する個人情報について、適用法令に基づき、必要な本人の同意その他の法令上必要な措置を取得・実施していることを保証するものとします。契約者が本項に違反した場合、当社は当該情報について本条の定めに基づく義務を負わないものとします。
3. 当社は、個人情報の取扱いについて、次の各号で定める義務を負うものとします。
  - (1) 個人情報を当該個人より承諾の得られた範囲等法令上許される範囲外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
  - (2) 個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること
  - (3) 自己の責任において、本契約により個人情報を取り扱う自己の従業者（雇用関係にある従

業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員等を含む。)に本条の義務を遵守させること

4. 当社は、本契約の履行にあたり必要となる場合を除き、契約者の事前の書面又は電子媒体による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとします。なお、個人情報の複製物の取扱いは本条に従うものとします。
5. 当社は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに契約者に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとします。

#### 第15条 (当社による情報の管理・利用)

1. 当社は、本アプリケーションの改良、アプリケーション維持管理、現場オペレーションの維持管理等を目的とする統計調査のため、契約者による本アプリケーションの利用状況、画面・項目の利用頻度等の統計数値を利用し、あるいは統計調査に必要な限度でこれらの情報を解析し、二次加工して活用するものとし、契約者はかかる統計調査、二次加工を行うことに同意します。
2. 当社は、契約者が入力したデータに関し、善良な管理者による注意をもって機密保持とその管理に努めるものとします。
3. 契約者は、当社が、法令等に基づき、契約者が入力したデータの開示又は提供を求められた場合は、契約者が入力したデータの開示又は提供をすることを承諾し、かかる開示又は提供に対して異議を述べないものとします。

#### 第16条 (機密情報・個人情報の返還・廃棄)

1. 本契約が終了した場合又は契約者からの要求があった場合、当社は、契約者から提供を受けた機密情報・個人情報を返還若しくは廃棄するものとします。
2. 本契約が終了した場合、本アプリケーション内のデータは、契約終了後の 6 月末若しくは 12 月末に消去を実施するものとします。但し、クラウドストレージ内に保存されているデータは 365 日経過後に消去を実施するものとします。

#### 第17条 (責任の範囲)

1. 当社は、本アプリケーションの完全性、正確性、及び本アプリケーションが契約者の特定の利用目的に合致することを保証するものではなく、契約者は、自己の責任において本アプリケーションを使用するものとします。
2. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、その他自己の合理的な支配が及ばない事由による本アプリケーションの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し責任を負わなものとします。
3. 当社は、次の事由による本アプリケーションの履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し本契約上の責任を負わなものとします。
  - (1) 本契約締結時点において合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、

- サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの
- (2) 当社の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
  - (3) 本契約の履行の際に当社のアプリケーションに接続される契約者のシステム又はネットワーク等の不具合に起因するもの
  - (4) 当社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
  - (5) 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの
  - (6) 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本アプリケーションに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの
  - (7) アプリケーション利用者が、別紙に定めるサービスレベルを超える条件下で本アプリケーションを動作させたことに起因するもの
4. 契約者が、本アプリケーションの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本アプリケーションの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

#### 第18条（損害賠償の制限）

当社は、当社の責に帰すべき事由により、利用契約に基づき本アプリケーションを全く利用することができない（当社が本アプリケーションのサービスを全く提供しない場合又は本アプリケーションのサービスの支障が著しく、本アプリケーションを全く利用することができない場合をいい、以下「利用不能」という。）ために契約者に損害が発生した場合、契約者が本アプリケーションのサービスを利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能が継続したときに限り、第10条第1項に基づき定められた本アプリケーションの利用料金の1か月分の金額を上限として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び契約者に生じた不利益（弁護士費用を含みますがこれに限らない。）について当社は賠償責任を負わないものとします。

#### 第19条（本アプリケーションの廃止）

1. 当社は、本アプリケーションの全部又は一部を何時でも廃止できる権利を有します。
2. 本アプリケーションの全部又は一部を廃止する場合、当社は廃止の3か月以上前に契約者に対して通知を行います。ただし、当社が予期し得ない事由、法令等の制定若しくは改廃、又は第16条第2項に定める自然災害発生時等やむを得ない事由で、廃止する場合はこの限りではありません。
3. 当社は本アプリケーションの廃止の結果について何ら責任を負いません。

#### 第20条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とします。ただし、第12条第3項、第20条

又は第 21 条に基づき本契約が解約されない場合、本契約は同一の条件にて 1 年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。

2. 本契約が終了した後も、第 3 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条、本条、第 23 条、第 25 条及び第 26 条は有効に存続するものとします。

#### 第21条 (契約者からの本契約の解約)

契約者が本契約を解約しようとするときは、解約希望日の 1 ヶ月前までに当社が定める方法により当社に通知し、当社がこれを受領し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに、利用契約を解約できるものとします。

#### 第22条 (当社からの本契約の解約)

当社は、第 12 条第 3 項に定める場合の他、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への催告を有することなく本契約を解約することができるものとします。

- (1) 当社の事業に支障を与える行為を行った場合
- (2) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てが行われた場合
- (3) 解散若しくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされた場合
- (4) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
- (5) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
- (6) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他集団的に又は常習的に違法行為を行うことを助長するおそれがある団体若しくはそのような団体の構成員、及びこれらに準ずると判断される者をいいます。）に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (7) 第 4 条第 2 項各号に定める事由の一つがある場合

## 第23条（本アプリケーション及び本契約の変更）

- 当社は、当社の裁量により、契約者の承諾を得ることなく、いつでも本アプリケーションの全部又は一部を変更することができるものとします。ただし、当該変更によって、変更前の本アプリケーションのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。
- 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本契約を隨時変更できるものとします。本契約が変更された後の本アプリケーションの提供条件は、変更後の本契約に従うものとします。
- 当社は、前項の変更を行う場合は、14日以上の予告期間において、変更後の本契約の内容を契約者に通知又は本アプリケーション上に表示するものとします。ただし、本契約の変更が契約者の利益になるときは予告期間を定めないことができるものとします。

## 第24条（契約終了後の処理）

契約者は、本契約が終了した場合、本アプリケーションの利用にあたって当社から提供を受けた機器、アプリケーション及びそれに関わる全ての資料を返還、又は契約者の責任で消去するものとします。

## 第25条（再委託）

当社は、本アプリケーションの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を契約者の承諾なしに再委託することができます。

## 第26条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

## 第27条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用されるものとする。また、本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第28条（疑義の解釈）

本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じたときは、契約者及び当社間の協議のうえ円満に解決を図るものとします。